

R4. 1. 21 議員定数問題等調査特別委員会

弘田委員長 ただいまから、議員定数問題等調査特別委員会を開きます。
本日は、議員定数問題等に関する検討課題等について御協議願うため、お集まりいただきました。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力をお願いいたします。

1. 議員定数問題等に関する検討課題について

弘田委員長 初めに、議員定数問題等に関する検討課題についてであります。
お手元の資料8-3を御覧ください。
7項目の課題のうち、1番から6番までの項目については、前回までの協議で、すべて決着しております。
7番の「ただし書きの適用」につきましては、前回の協議で、高知市選挙区にただし書きを適用して定数を15人に据え置くことを決定いたしました。
高知市の人口比例原則に基づく試算との差し引き2人分をどの選挙区に配当するかについては、日本共産党から、1票の格差解消と1人区の削減、また人口逆転現象の解消という考え方から、「香美市選挙区及び吾川郡選挙区に配当すべき」との案が出されました。また、自由民主党、県民の会、公明党、一燈立志の会から、基礎自治体と県庁とのつなぎ役という県議会の役割を考えると、複数の市町村で構成されている選挙区は大事であるという考え方、また県庁所在地からの距離、面積の広さ、高齢化率の高さなどを総合的に考えるべきとの考え方、あるいは人口逆転が起きてすぐに見直すのではなく、今後の様子を見るべきといった考え方から、「現行のとおり、吾川郡選挙区及び宿毛市・大月町・三原村選挙区に配当すべき」との案が出されました。
この件につきましては、会派に持ち帰っていただき、本日の委員会で結論を出すこととしておりました。前回出されたそれぞれの案に対する質疑や補足意見等も含め、各会派の御意見を順次お伺いします。
それではまず、自民党、梶原委員。

梶原委員 前回お伝えしたとおりで、先ほども委員長のほうから言われました、県境、県庁からの距離であるとか、後様々な諸課題を踏まえて、このただし書きの適用は現行の適用に合わせて行っていくべきではないかと、そういうふうに考えております。

弘田委員長 それでは、県民の会、上田(周)委員。

上田(周)委員 前回の会で、持ち帰ってということでございましたので、会派として再度協議しましたが、総意として前回申し述べたように現状維持という考え方で結論が出ております。

弘田委員長 それでは、日本共産党、塚地委員。

塚地委員 私どもが提起をさせていただいた考え方については、私たちとしてはこの方向がやっぱりベターではないかというふうに考えていますので、今日皆さんからの御意見を伺った上で、また考えを述べたいと思います。

弘田委員長 それでは公明党、黒岩委員。

R4. 1. 21 議員定数問題等調査特別委員会

黒岩委員

現行どおりで。

弘田委員長

一燈立志の会、大石副委員長。

大石副委員長

前回お話ししたとおり、複数の市町村で構成されているのは大事とか、幾つかの考え方から現行どおりです。加えて、人口逆転現象は、確かに一つ課題になっていますけれども、以前の、例えば土佐市などの例を見ても、直ちに変えているという事例はこれまでにないというふうに思います。そういった意味では、一度の調査ですぐに変えるとなると今後のことにも影響しますので、一旦様子を見て、また次の調査などで改めて議論するというところで、逆転現象が起きていますけれども、これは維持でいいというふうに考えております。

弘田委員長

各会派から御意見をいただきました。
塚地委員。

塚地委員

私どもが問題提起をしています、1人区を解消する問題、基本的にはやっぱり人口比で考えるべきだという問題については、今回ただし書きで議論をさせていただいていますが、単純にただし書きで解決ができるという状況ではなくて、根本的な問題として、大きく議論をしていただかなくてはならない課題だというふうに思っています。そういう意味でいうと、ただし書の適用で基本的考え方を反映させようというのが、なかなか困難だという状況も、一方ではあるというのもあります。

今日、皆さんから御意見を伺って、私たちはこの考え方がベターだとは思っておりますけれども、各会派の皆さんとの御議論の中で、そこへの合意もいただけてないという状況は、今後の課題としてぜひ議論に残していただきたいというふうに思っているところです。

弘田委員長

ありがとうございました。
それでは、御意見も出尽くしたと思いますので、結論を出していきたいと思えます。
公職選挙法第15条第8項のただし書きにつきましては、前回決定した高知市選挙区に加え、宿毛市・大月町・三原村選挙区及び吾川郡選挙区に適用することといたしまして、その定数については、高知市選挙区は15人、宿毛市・大月町・三原村選挙区及び吾川郡選挙区はそれぞれ2人とすることで、御異議ありませんか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決めます。
議員定数問題等に関する検討課題として整理しました7項目の課題につきましては、すべて結論を得ることができました。
本委員会が付託を受けました、県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数につきましては、この結論をもってその調査検討を終了することといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

R4. 1. 21 議員定数問題等調査特別委員会

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決めます。
つきましては、2月定例会におきまして、本委員会の報告を行いたいと存じますので、御了承願います。

(了 承)

弘田委員長

今回の委員会では、委員会報告書の案をお示しし、取りまとめを行うこととなりますが、報告書案の作成に当たりまして、御協議をいただきたいことがあります。
今期の特別委員会の議論の過程におきまして、複数の委員から、次の令和7年の国勢調査を受けた協議のときには、強制合区も含め、抜本的な議論が必要になると思われるとの御意見が出されておりました。
そこで、この際令和7年国勢調査を受けて行われる定数問題の協議に関して、想定される課題を確認し、御意見をいただいて、次の議員定数の協議をするに当たっての申し送りとするにしようかと考えますが、いかがでしょうか。

塚地委員

確認ですけれども、今おっしゃった、令和7年の国調を受けたっていうことになると、そこまで議論を先送りすることになるのか、もしくはそのときに起き得る想定を問題にして、もっと事前に協議の機会を早めに設けるっていうふうにおっしゃったのか、ちょっとそこを。

弘田委員長

はい、わかりました。この後で協議をいただこうかと思ったんですけど、次の国勢調査を受けてやると、あまり協議の時間がなくなる、今年よりもなくなってしまうんで、ちょっと事前にやったほうがいいんじゃないかということ、協議いただこうかと思って。

塚地委員

わかりました。

梶原委員

それと、令和7年の国勢調査という文言を入れたほうがいいのかどうかというのは、令和7年度国勢調査の結果が明らかになるのが令和8年となったら、次の統一地方選の年にその数値が出るということになりますので、やっぱり特別委員会は、少なくとも通常であれば1年間の議論をした上で、次の改選の1年前には今回みたいに結論を得るとというのが望ましいと思いますけれど、確かにいろんなこう、直近の国勢調査に基づいてということになるんですが、多分国勢調査の速報値と統一地方選が、ほぼ同時期じゃないかなと思うんですけど。

弘田委員長

梶原委員から言われたこと、そのまま当たっておりますんで、そのことも含めて、少し協議させていただきたいというふうに思います。
今、塚地委員、それから梶原委員から提案を受けました申し送る内容として、スケジュール面の課題と協議内容に関する課題があるというふうに思います。
まず、次期の定数問題の協議に関するスケジュール面の問題について、確認をしてまいります。このことについて、事務局に資料を配付させます。

(事務局、資料を配付)

R4. 1. 21 議員定数問題等調査特別委員会

弘田委員長

事務局に説明をさせます。

吉岡議事課長

それでは、次期の定数問題の協議のスケジュールに関しまして、国勢調査の実施スケジュールから見た課題について御説明いたします。お配りしました資料を御覧ください。

国勢調査は5年ごとに、選挙は特別なことがなければ4年ごととなっておりますので、国勢調査の実施の年と選挙の年との間隔は毎回異なってまいります。資料の上の表、今期の欄を御覧ください。今期は、令和2年10月に国勢調査が実施され、その速報値が令和3年6月に公表されました。その後、7月にこの特別委員会を設置、7か月余りで協議を終了することで、選挙に当たっての周知期間を令和4年度の1年間取りまして、令和5年の選挙を迎えることとなっております。

では、次期国勢調査を受けての協議スケジュールはどうなるかと申しますと、真ん中の表、次期という表を御覧ください。次期国勢調査は、令和7年10月に実施される予定でございます。速報値の公表は、平成27年の国勢調査のペースでは2月に、今回の国勢調査ペースでは翌年度、8年の6月になってしまいます。今回の速報値の公表は、もともと27年と同じように2月とされておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定より遅れて公表されたものでございます。いずれにいたしましても、2月から6月にかけて速報値が公表されると思われませんが、選挙は令和9年4月でございますので、速報値の公表を待って協議を始めることとすると、周知期間1年間をとることが不可能となってしまいます。

そこで、過去のこのような国勢調査と選挙の間隔であったときのスケジュールを参考として申し上げますと、1番下の表を御覧ください。次回と同じ間隔となっていたのは、平成17年の国勢調査のときでございました。このときは、国勢調査が実施される前年度の2月定例会で特別委員会を設置、平成17年度1年間を協議に当てております。年度途中の10月に、国勢調査実施となっております。なお、協議の際に利用した人口については、住民基本台帳に基づく推計値を利用しております。そして、速報値は12月に公表されましたので、その数値を確認の後、17年度の2月定例会で委員会報告と、必要となりました条例改正を行っております。翌18年度の1年間を周知期間としまして、19年4月の選挙となっております。

次期の定数に関する御協議をいただく際は、こうしたスケジュールについても考慮いただく必要があるかと思われまます。

以上でございます。

弘田委員長

それでは、事務局の説明について、質問や御意見がありましたら。

梶原委員

ちょっとお聞きしたいんですけど、強制合区に当たる0.5以下になる場合のその基本となるのが、例えば次期であれば、令和8年度に速報値が公表された、これの数値に基づいて、令和9年度の選挙に向けて決めなければならないということか。

吉岡議事課長

法律上は、直近の公示された数値を利用してというふうになっていきますので、選挙の前に公表された最新の数値を使う必要がございます。

弘田委員長

よろしいですか。

R4. 1. 21 議員定数問題等調査特別委員会

梶原委員	はい。
塚地委員	ちょっと関連ですけど、あくまでその数値の確定値じゃないと議論はできないという状況ですか。
吉岡議事課長	過去の事例を申しましても、速報値で議論をしております。
塚地委員	前回の定数特別委員会のときには、県議会としての果たすべき役割は何か、県議会としての在り方がどうあるべきかっていうようなことも含めて、広く意見もお聞きをしながら、やってきたと思うんですね。これから私どもが問題提起をした、1人区でいいのかっていうような問題も含めた幅広い議論を、次へきちんと、早くからやっていくという特別委員会のたてりを、やはり申し送りとしては行っていくべきなのではないかというふうに思いますので、改選後遅くない時期に、特別委員会を立ち上げていくということがいいのではないかと思います。
弘田委員長	ありがとうございました。ほかにありませんか。 (な し)
弘田委員長	それでは、次期の協議へ向けて、国勢調査の実施前から早期に協議を始める必要があると思われるとの御意見がありましたので、報告書案に記載のうえ、次回の委員会でお示しし、御協議いただくことといたします。 次に、次期の定数問題の協議内容に関する課題についてであります。 前回の委員会で、市町村の人口ビジョンに基づく令和7年の試算表を資料9としてお示ししました。この試算では、配当基数が0.5を下回って強制合区となる選挙区はありませんでしたが、少子高齢化の流れがとどまらない中、次期においては強制合区の対象となる選挙区が生じることも十分念頭に置いて選挙区の在り方について協議する必要があるのではないかと思います。 ただし、公職選挙法では、配当基数が0.5を下回っても当該選挙区を存続することができる「特例選挙区」という規定があります。最近の事例では、平成12年の国勢調査の際、土佐郡選挙区が強制合区の対象になりましたが、そのときには、この特例選挙区の規定を適用し、合区を見送っております。その次の平成17年の国勢調査で、再度配当基数が0.5を下回りましたので、このときには隣接する長岡郡と合区しております。 そこで、選挙管理委員会に質問しますが、この特例選挙区はどのような制度か、また現在の県内の選挙区のうち、配当基数が0.5を下回っても特例選挙区として存続することが認められる選挙区はどこで、認められない選挙区はどこかについて、御説明を願います。
平本書記長	県選挙管理委員会でございます。よろしくお願いたします。 先ほど委員長からございました御質問について、お答えさせていただきます。 第2回委員会でお配りさせていただきました、資料1の議員定数等に関する規定という資料を御覧いただければと思います。 このうち、お尋ねのありました特例選挙区につきましては、このページの一番下、公職選挙法第271条に規定されておまして、昭和41年1月1日現在において設け

R4. 1. 21 議員定数問題等調査特別委員会

られている都道府県の議会の議員の選挙区については、配当基数が0.5に達しなくても当該区域をもって1選挙区を設けることができるものとなっております。昭和41年1月1日現在とありますとおり、この規定を適用できる選挙区は、昭和41年1月1日にあった選挙区から現在も変わっていない場合に適用できることとなります。

このことから、現在の高知県内の選挙区におきまして、当該規定を適用できる可能性のある選挙区は、室戸市・東洋町選挙区、安芸市・芸西村選挙区、南国市選挙区、土佐市選挙区、須崎市選挙区、奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区と考えられます。

以上でございます。

弘田委員長

ありがとうございました。
先ほどの選挙管理委員会の御説明について、質問や御意見がありましたら、御発言願います。

塚地委員

つまり、今おっしゃったのは、昭和41年のときと選挙区が変わってないところですよってということですね。

平本書記長

はい、そうです。

塚地委員

可能性としてあるのが、先だって推計値を出されていた0.5に、少し0.5台のところの可能性としては大きいということと言うと、この奈半利町の方ですかね。前回、人口推計一。

平本書記長

前回、資料9でお示しいただきました中で0.5に近いところと、今申し上げました可能性のある選挙区等を拝見させていただきますと、0.5に近いところということ言えば、申し上げましたその奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区でございます。

弘田委員長

ほかにないですか。よろしいですか。
ちょっと1つ確認したいんですけど、今言われた選挙区が0.5を下回っての特例選挙区として存続されることが認められるというところですね。その他については、認められないというふうなことでよろしいですか。

平本書記長

申し上げましたとおり、昭和41年1月1日現在にあった選挙区が対象になっておりますので、その後その選挙区の変更があったようなところについては、対象にならないというところでございます。

弘田委員長

それでは、次期の協議の場へ申し送る内容として、先ほどと同様、報告書案に記載のうえ、次回の委員会でお示しし、御協議いただくことといたします。
ほかに、次期の協議の場へ申し送る内容について何かございましたら、御発言願います。

塚地委員

今回のただし書き適用では認められなかった問題などについても、私どもとしてはやっぱり議論していただきたい中身というふうに思っています、そういう部分

R4. 1. 21 議員定数問題等調査特別委員会

もその報告書の中に記載はしていただけるかどうかというのは、どういう状況一

弘田委員長

これまで、いろいろたくさんの御意見をいただきましたので、そういった御意見も報告書案の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

次の委員会では、正副委員長で作成しました報告書案を協議いただくということになっております。ただ、いきなり協議というところは、なかなか難しい部分があるんで、作成した案文を各会派に一度お渡しをしたいというふうに考えております。一度、その報告書案も御協議いただいて、文言等、また正副委員長に相談していただいて、最終に議会の場で報告する内容としたいと思っておりますので、事前にお渡しするというので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいですか。

塚地委員

はい。

2. その他

(1) 次回開催日

弘田委員長

最後に、その他として、次回の委員会開催日についてであります。

お手元に予定表をお配りいたしてありますので、こちらを参考にしながら、次回の開催日を決めておきたいと存じます。

第1候補として、2月8日火曜日はいかがでしょうか。都合の悪い人は、いらっしやいませんか。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

弘田委員長

それでは、次回の委員会は、2月8日火曜日午前10時から開催することといたします。

(2) その他

弘田委員長

最後に、その他で何かございませんか。

(なし)

弘田委員長

それでは、以上で本日の議員定数問題等調査特別委員会を終わります。